

タイムラインの作成について

1 現状

タイムラインは、関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した行動計画を作成するものです。

水位周知河川に指定の河川について、タイムラインを作成することとしており、現在、13市町村 23 河川において作成済みです。

未作成の市町村・河川においては、早期に作成の上、広域振興局土木部等に提出をお願いします。

2 タイムラインの対象

対象とする災害：台風の接近・上陸に伴う洪水

対象とする河川：水位周知河川に指定されている河川

3 その他

新たに水位周知河川に指定される河川については、タイムライン作成に向けた検討を進めていただき、可能な限り早期にタイムラインの作成をお願いします。

なお、既にタイムラインを作成済みの市町村・河川においては、災害時における運用結果や水防訓練等を踏まえて、タイムラインの見直しが必要となった場合は、県河川課まで連絡をお願いします。

タイムラインの作成例

